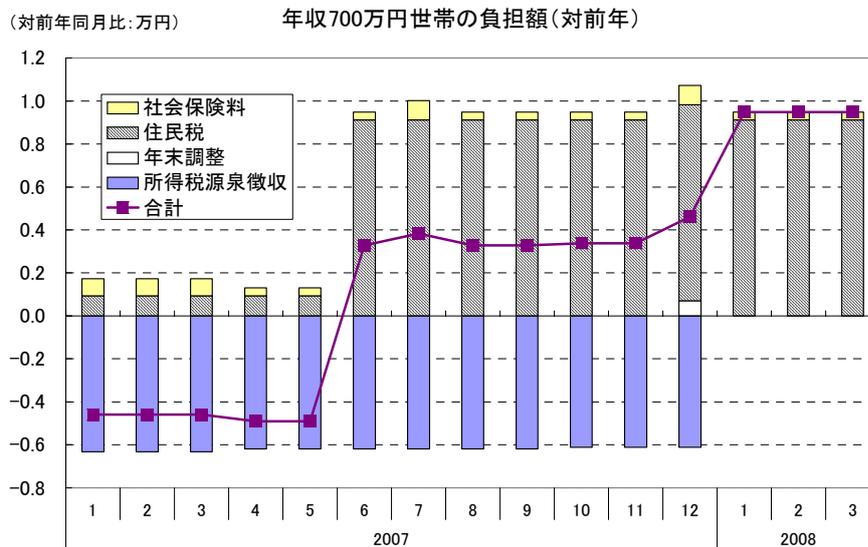


Weekly エコノミスト・レター

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

制度改正による 2007 年度の家計への影響

- ・ 現段階で予定される制度改正による、2007 年度の税と社会保障を合わせたマクロベースの負担増は、対前年度で約 1.7 兆円（労使合計、2006 年度：同 2.3 兆円）に及ぶものと推計される。
- ・ 制度改正による 2007 年度の負担増は、年度ベースで見れば、所得の伸びで吸収できる規模と考えられる。ただ、来年度の家計の負担は、国から地方への税源移譲という制度変更の影響により、2007 年度前半はむしろ前年よりも軽減され、2007 年度後半から 2008 年度始めにかけて、徐々に増加していくという特徴がある。
- ・ このため、仮に 2007 年度末にかけて所得の伸びが鈍化していくようなことになれば、年度末にかけて重くなる負担の影響により、消費が停滞してくる可能性も懸念される。海外経済の減速などとともに、制度改正による負担増の影響も、来年度後半において消費を停滞させるリスク要因のひとつとして、注視しておく必要があるだろう。



研究員 篠原 哲 (しのはら さとし) (03)3512-1838 shino@nli-research.co.jp

ニッセイ基礎研究所 〒100-0006 東京都千代田区九段北4-1-7 3F TEL : (03)3512-1884

ホームページアドレス : <http://www.nli-research.co.jp/>

＜制度改正による 2007 年度の家計への影響＞

●最近の税制改正をめぐる動き

(消費税率の引き上げ論議は来年以降に持ち越し)

9月に発足した安倍政権は、高成長の実現を目指す「上げ潮政策」を経済政策の柱にすえ、財政再建については、増税よりも、高い経済成長による税収の自然増加と、歳出の削減を徹底していく方針を打ち出している。また、政府税制調査会の新会長に就任が内定した本間正明大阪大学教授も、法人税の改革に意欲を示しており、税制改正に影響力を持つ政府税調も、まずは経済成長を重視していく意向のようだ。新政権と政府税調が、経済成長に力点を置く政策方針を示すなか、2006年度の与党税制改革大綱で「平成19年度をめどに、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでいく」とされ、議論が開始される可能性もあった消費税率の引き上げの問題は、来年度以降に先送りされることになった。

財政再建に向けて、経済成長による自然増収を図り、増税の前に歳出削減を徹底するという方針は、将来的な増税幅を抑制していくうえでも重要であると考えられる。最初から増税ありきという方針では、財源が確保されるという安心感から、歳出削減が進まなくなる可能性もあるためだ。とはいえ、安倍総理も決して将来の増税の可能性を、完全に否定しているわけではない。特に、2009年度には基礎年金の国庫負担割合が現在の3分の1から、2分の1に引き上げられるため、この財源に、消費税の増税分が充てられる可能性も否定できない。

仮に2009年度に消費税を引き上げるとすれば、来年末の税制改正論議で引き上げが決定される公算が高い。来年7月の参議院選挙が終わるまでは、増税の議論は凍結され、歳出削減の実現に向けた動きが優先されることになると考えられるが、来年後半以降では、法人税の引き下げなどの議論と併せて、消費税の増税に関する議論が浮上してくる可能性もある。

(2007年度税制改正の展望)

消費税の増税に関する議論が、来年度以降に先延ばしとなったことで、年末の2007年度税制改正では、証券税制の軽減税率の存続や、減価償却制度の見直しなどが論点に上がってきそうだ。

軽減税率については、現在、上場株式の譲渡益や配当などにかかる税率が、本来の20%から10%に軽減されているが、この措置は本年度末（譲渡益は07年末、配当は08年3月末）で期限切れになる予定である。軽減税率は、配当などにかかる税率を軽減することで、個人の金融資産を株式投資に向けさせ、株式市場を活性化させる目的のもと、2003年に期限付きで導入された制度である。この存続については、株式相場への悪影響を懸念する向きから、制度の全部ないしは一部の延長を要望する声がある一方で、足元の株価は16000円台を回復し、すでに導入当初の目的は果たしたとする見方もあり、この問題がどのように決着するかは、現段階では不透明である。

あくまで景気への影響という観点のみで考えると、2003年度税制改正で実施された、軽減税率の導入を含む証券税制関連の減税規模は、平年度で総額1250億円程度とされており、昨年度決定された定率減税の廃止（所得税で1.3兆円）などと比べれば規模は小さい。仮に、軽減税率が当初の予定通りに廃止となった場合、規模から見て、これが直接的に景気を後退させることになる可能性は低いと考えられるものの、証券市場に悪影響を及ぼし、株価の下落などから間接的に景気に影響を与えるという可能性については、一定の留意をしておく必要がある。

●来年度の家計の負担増 ～2007年度の負担増は対前年で約1.7兆円

（来年実施される家計向けの税制改正は、定率減税の廃止と税源移譲による影響が大きい）

以下では、2006年度税制改正などで、すでに実施されることが決定されている制度改正が、来年度の家計に与える影響について考察する。

まずは、税制改正による影響から考えてみよう。来年1月以降で実施される税制改正のうち、家計への影響が大きいものとしては、定率減税の廃止がある。定率減税は2006年1月より減税規模が半減（住民税は2006年6月から）されているが、2007年1月からは、残りの半分も廃止されることになる。定率減税については、昨年末の与党税制改正の大綱では“なお書き”として、2006年度にかけて景気が悪化した場合などは、政府・与党の判断により、その見直しを含め、機動的・弾力的に対応する「弾力条項」が記入されていた。しかし、景気が引き続き回復局面にあることに加え、雇用・所得環境の改善傾向も続いていることもあり、予定通り、2007年1月から廃止されることは確実な状況である。

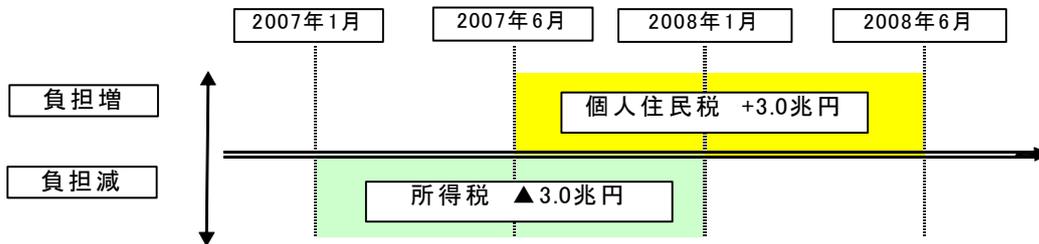
また、来年は「三位一体の改革」における国から地方への税源移譲に関連し、所得税と個人住民税の税率変更が実施される。この税源移譲では、約3兆円規模の税源が所得税から住民税に移譲され¹、制度を通じれば家計負担の増減は生じない。

ただし、景気や消費への影響という意味では、所得税と住民税の徴収方法が異なるという制度上の要因により、両者の税率変更が同時に実施されるわけでない点は重要である。

税源移譲により、制度全体としては、所得税は3兆円の税収減（減税）となり、住民税は3兆円の税収増（増税）となるが、所得税の税率は2007年1月から変更されるのに対し、住民税の変更は2007年6月分からであり、家計に負担の影響が表面化する時期は、所得税と住民税では異なる。このため、税源移譲の影響だけを考えると、マクロの家計部門では、所得税の税率変更の影響が先に表面化するため、2007年1月～5月については前年に比べ税負担が減少し、2008年1月～5月については、住民税の税率変更による影響で、逆に前年比で税負担が増加することになる。

¹ この際、所得税と個人住民税を合計した世帯ベースの税負担額は、税率変更前から増加しないように調整され、制度を通じれば家計負担の増減は生じないことになる。具体的には現在5%、10%、13%の3段階で設定されている住民税率は10%に一本化され、逆に10%、20%、30%、37%の4段階で設定されている所得税率は5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階に変更されることになる。

税源移譲のイメージ



では、税源移譲により変動する、年度ベースの家計の税負担の規模はどの程度になるだろうか？
 まず、家計の所得税負担は、2006年度には▲0.4兆円分（2007年1月～3月分：財務省資料より）が、また2007年度については、残りの▲2.6兆円分（2007年4月～12月分）が軽減されることになる。

一方、個人住民税については、3兆円の税源移譲額を単純に1/12倍し、それを一月当たりの税源委譲額と仮定してみた結果、家計にとって2007年度は2.5兆円（2007年6月～2008年3月分）ほど住民税の負担が重くなり、2008年度も残りの0.5兆円分（2008年4月～5月分）、住民税負担が増加することになる。

定率減税の廃止や税源移譲に伴う家計の税負担の変動（対前年）

		(兆円)				
		増減額 (A)	1カ月分 (A)÷12	2006年度	2007年度	2008年度
所得税	税源移譲	-3.0		-0.4	-2.6	
	定率減税半減・廃止			1.3	1.1	
	合計			0.9	-1.5	
住民税	税源移譲	3.0	0.25		2.5	0.5
	定率減税半減・廃止			0.3	0.4	0.1
	その他			0.1		
	合計			0.5	2.9	0.6
合計				1.4	1.4	0.6

注：住民税における各月の定率減税の廃止による影響額、および税源移譲額は、単純に年間の1/12倍としている
 住民税のその他は老年者控除の廃止などによる影響

資料：財務省、総務省よりニッセイ基礎研究所作成

このような税源移譲による影響も踏まえ、2007年度における家計の税負担の変動をまとめると、所得税は、定率減税の廃止による負担増を加えても、前年度より負担が▲1.5兆円減少するが、住民税では定率減税の廃止に、税源移譲による影響が加わり、逆に前年度よりも2.9兆円負担が増加することになる。結果として、2007年度の家計の税負担は、対前年度比で約1.4兆円（2006年度：同1.4兆円）の増加となる見通しである。

（年金保険料の引き上げと、雇用保険料の引き下げ）

2007年度には、社会保障制度でも負担の増減を伴う制度改正が実施される。前回の年金改革で

は、2017年にかけて、年収の18.30%にまで厚生年金保険料率を引き上げ、以降はそれを上限として料率が固定されることが決定している。このため、2007年度も年金保険料率の引き上げが実施され、この結果、国民年金や共済も合わせると、負担増は労使合計で約0.6兆円規模に及ぶものと考えられる。

一方、雇用保険については、雇用情勢の改善により保険収支が好転したことから、逆に来年度から料率が引き下げられる見通しである。雇用保険は、現在失業手当分として労使合計で1.6%、職業訓練などの関連3事業向けの保険料として0.35%（全額企業負担）と、合計1.95%の保険料率が設定されているが、2007年度からは失業手当分が1.4%（労使合計）、関連3事業向けが0.3%となり、合計0.25%分の料率引き下げが実施される予定である。これにより労使合計で約3500億円程度、前年度よりも負担が軽減される見込みである。

このため、2007年度の社会保障制度改正による負担増（労使合計）は、対前年度比で約0.3兆円の増加となる。結果として、2007年度における税と社会保障を合わせたマクロベースの負担増は、労使合計で対前年度比約1.7兆円（2006年度：同2.3兆円）に及ぶものと推計される（表は次ページに掲載）。

●負担増による来年度の景気・消費への影響

（年度ベースでは、所得の上昇で負担増を吸収できる見込み）

このような負担増が、来年度の景気や消費に与える影響について考えてみる。現在の家計の一人当たり賃金は、緩やかながらも、総じて対前年で増加を続けており、完全失業率は足元では4.1%にまで低下している。また、雇用者報酬も2006年1-3月が前年同期比2.1%、4-6月は同1.9%と増加しており、家計の所得・雇用環境の改善傾向は続いているものと判断できる。

来年度にかけても、この動きは続くものと考えられ、当研究所では、雇用者報酬は2006年度で対前年2.3%増、2007年度は同2.0%増加するものと予測している。一方、家計部門における負担増は、2006年度で約2.3兆円、2007年度は約1.7兆円であり、これはそれぞれ雇用者報酬の対前年で0.9%、0.6%程度の規模に留まる。このため、単純に年度ベースの数値だけで見れば、来年度の家計の負担増の影響は、所得の上昇により吸収できると考えられるだろう。

（家計の負担は、2007年度始めには前年比で減少するも、後半にかけて負担増となる）

ただし、2007年度を通じては1.7兆円の負担増となるが、先にも見たように所得税、住民税、社会保障の制度改正が実施される時期が、各制度で異なるため、前年に比べてむしろ家計の負担が軽くなる時期があることには注意しておく必要がある。

2007年1月から5月にかけては、税源移譲による所得税の減税効果により、定率減税廃止の影響を加味しても、家計の総負担は前年よりも減少するため、少なからず景気や消費にとっては、追い風になることが期待される。ただし、これは税源移譲に伴う一時的なものであり、2007年度中盤から2008年度始めにかけては、住民税の負担増が、所得税の負担減の規模を上回り増加する

ことになるため、家計負担も増加していくことになる。

2007年度の制度改正による家計の負担増は、年度ベースでは、所得の伸びで吸収できる範囲だと予想される。しかし、仮に2007年度後半にかけて所得の伸びが鈍化していくようなことでもあれば、家計の負担は年度末にかけて重くなっていくため、消費が停滞してしまう可能性も懸念される。海外経済の減速などとともに、本稿で見てきた制度改正による負担増の影響も、来年度後半において消費を停滞させるリスク要因のひとつとして、注視しておく必要があるだろう。

現在予定されている主な制度改正

社会保障制度改正(労使合計の負担増加規模)

主な改正点		改正時期	2006年度の家計への影響 (対前年比)	2007年度の家計への影響 (対前年比)
厚生年金	保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げる (保険料の引き上げは10月から)	2006、07年9月	約5000億円	約5000億円
共済	掛金を毎年引き上げる	2006、07年9月	約1000億円	約1000億円
国民年金	保険料率を280円/月ずつ引き上げる	2006、07年4月	約400億円	約400億円
介護保険	(1号)2006年4月より保険料を3300円/月から 3900円/月に引き上げ (2号)2006年4月に2号被保険者の保険料が前年比 で5.6%上昇。	2006年4月	約2500億円	
雇用保険	2007年度に料率を0.25%引き下げ	2007年4月		▲3500億円
社会保障制度 合計			約0.9兆円	約0.3兆円

税制改正

主な改正点		改正時期	2006年度の家計への影響 (対前年比)	2007年度の家計への影響 (対前年比)
老年者控除の廃止等	2006年度分の住民税で実施	2006年6月	約1000億円	
定率減税の見直し	2006年半減、 2007年全廃。	2006.07年1月、6月	約1.6兆円	約1.5兆円
税源移譲	所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲	2007年1月、6月	▲4000億円	▲1000億円
税制 合計			約1.4兆円	約1.4兆円

負担増の合計		約2.3兆円	約1.7兆円
---------------	--	---------------	---------------

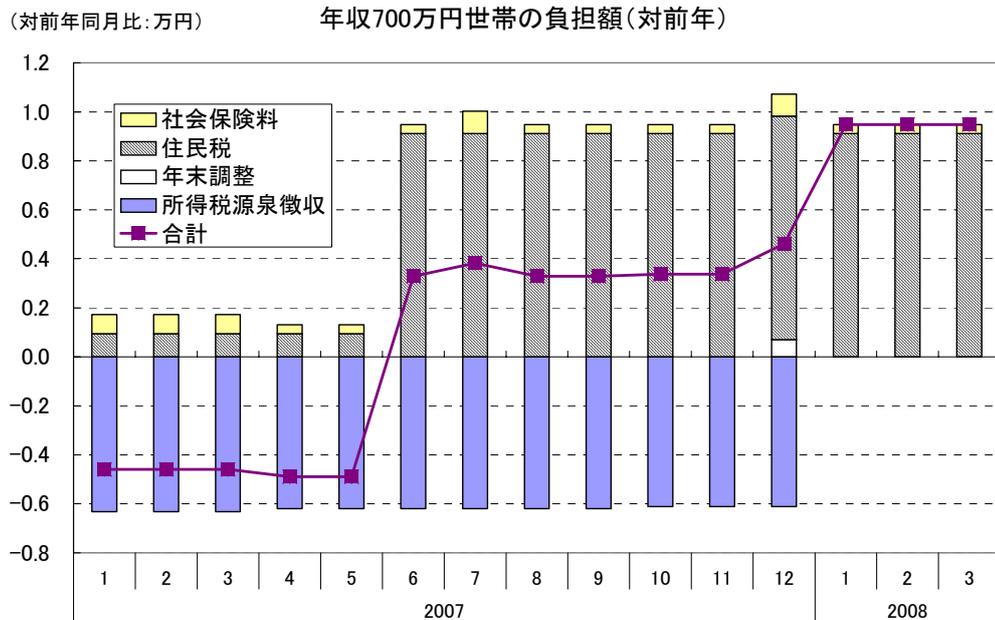
その他間接税による影響

主な改正点		改正時期	2006年度の家計への影響 (対前年比)	2007年度の家計への影響 (対前年比)
たばこ税の引き上げ	1本あたり1円程度の引き上げ	2006年7月	約1300億円	約400億円

【出所】財務省資料、総務省資料、厚生労働省資料、各報道資料等を基にニッセイ基礎研究所にて作成。一部は予測も踏まえた独自推計値。

(参考) 標準世帯における 2006・2007 年の税・社会保険料負担額

以下では、年収 700 万円の標準的な 4 人家族世帯（有業の世帯主、専業主婦、子供が 2 人の 4 人家族。なお子供の 1 人は特定扶養控除に該当とする。：世帯条件の詳細は本稿末に記載）を例にとって、実際の家計において、来年 1 月以降で負担の増減が表面化する時期を確認してみよう。



この世帯では、2007 年 1 月からの所得税の税率変更の影響により、同時期に実施される定率減税廃止の影響を差し引いても、毎月の給与から徴収される所得税額が前年同月よりも大きく減少する。このため、2007 年 5 月までは、住民税の定率減税の半減や、年金保険料の引き上げによる負担増を、所得税の減税規模が上回り、世帯の総負担は前年同月と比べて、各月 5000 円程度減少することになる。

しかし、2007 年 6 月からは、住民税の税率変更により、所得税の減税規模を上回り、住民税の負担額が増加する。結果として、この世帯の負担額は対前年で各月 3000 円程度の増加となる。さらに、2008 年 1 月以降では、所得税の減税効果がなくなるため²、世帯の対前年の負担増加額は、各月 9000 円を上回る水準にまで上昇することになる。

ここでの試算結果からは、対象とした世帯では、2006 年度の後半から 2007 年度前半にかけては、負担はむしろ軽減されるが、2007 年度後半から 2008 年度始めにかけて、負担は増加していくことが示される³。

なお、参考として、標準的な 4 人家族世帯（有業の世帯主、専業主婦、子供が 2 人の 4 人家族。

² ここでは、2008 年 1 月以降も、2007 年 1 月以降と同様の源泉徴収月額表を用いて計算した。

³ 高所得世帯などでは、2007 年から所得税負担が増える場合もある。



なお子供の1人は特定扶養控除に該当とする。)の、2006、07年における年間の税・社会保険料負担額の試算結果を掲載する。また、近年の社会保障制度改正により、家計の社会保険料控除は拡大傾向が続いているが、同控除については本試算では一定とするのではなく、年収から推計される実際の社会保険料負担額を用いている。世帯構成や制度改正等の前提条件は次ページに掲載している。

2006年の負担額 (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2006年度分)	社会保障負担	負担計
300	0.0	0.9	38.1	39.0
400	3.5	3.8	50.0	57.3
500	9.4	6.8	64.6	80.8
600	15.4	10.2	77.7	103.3
700	21.9	16.9	89.5	128.3
800	28.9	24.1	101.7	154.7
900	42.3	31.9	113.0	187.2
1000	56.5	39.8	124.0	220.3
1100	72.3	48.6	131.1	252.0
1200	88.5	57.6	136.5	282.5
1300	104.1	68.6	144.9	317.5
1400	120.9	80.2	150.8	351.9
1500	140.9	91.7	156.8	389.4

※所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2006年の負担増加額(対前年) (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2006年度分)	社会保障負担	負担額
300	0.0	0.0	0.6	0.6
400	0.3	0.2	0.8	1.3
500	1.0	0.4	1.0	2.4
600	1.6	0.6	1.2	3.5
700	2.3	1.1	1.4	4.9
800	3.1	1.7	1.6	6.4
900	4.4	1.7	1.8	7.9
1000	6.0	1.7	1.9	9.6
1100	7.7	1.6	2.0	11.4
1200	9.5	1.6	2.1	13.2
1300	11.2	1.5	2.1	14.8
1400	12.1	1.5	2.2	15.7
1500	11.8	1.4	2.2	15.5

※所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2007年の負担額 (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2007年度分)	社会保障負担	負担計
300	0.0	0.9	38.4	39.3
400	1.9	6.0	50.4	58.2
500	5.2	12.5	65.1	82.7
600	8.5	19.4	78.3	106.2
700	14.6	27.8	90.1	132.6
800	22.3	35.6	102.5	160.4
900	37.1	43.5	113.8	194.4
1000	52.9	51.4	124.8	229.1
1100	70.5	60.1	131.9	262.5
1200	88.4	69.1	137.2	294.7
1300	107.2	77.8	145.6	330.5
1400	127.6	86.7	151.5	365.8
1500	150.2	95.6	157.4	403.2

※所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

(万円)

参考 住民税調整額 (2007年度分)
▲ 0.49
▲ 1.65
▲ 1.65
▲ 1.44
▲ 0.25
▲ 0.25
▲ 0.25
▲ 0.25
▲ 0.25
▲ 0.25
▲ 0.25
▲ 0.25
▲ 0.25

2007年の負担増加額(対前年) (万円)

年収	所得税	個人住民税 (2007年度分)	社会保障負担	負担額
300	0.0	0.0	0.3	0.3
400	▲ 1.6	2.2	0.4	1.0
500	▲ 4.2	5.7	0.5	2.0
600	▲ 6.9	9.2	0.6	2.9
700	▲ 7.4	10.9	0.7	4.2
800	▲ 6.6	11.5	0.8	5.7
900	▲ 5.2	11.6	0.8	7.2
1000	▲ 3.6	11.6	0.9	8.8
1100	▲ 1.9	11.6	0.8	10.5
1200	▲ 0.1	11.5	0.8	12.2
1300	3.1	9.2	0.7	13.0
1400	6.7	6.5	0.7	13.9
1500	9.3	3.8	0.6	13.8

※所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

試算の前提とした世帯条件(2006年時点)	
年齢	43歳
住所	東京23区
収入	年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給 なお収入については今後数年変動しない。また住宅ローンはなく今後の購入もない。
家族構成	妻(無給)、子供2人(17歳と10歳)
社会保険料	所得税・個人住民税
政府管掌保険 介護保険第2号 厚生年金 雇用保険 以上が毎月の給与・賞与から控除される。 ただし、雇用保険以外の保険料は 翌月徴収とする。	●諸控除等 基礎控除 社会保険料控除 扶養控除 特定扶養控除 配偶者控除 均等割 4000円

試算に織り込んだ制度改正

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
2006 1月	所得税 (定率減税の縮小：10%、最高12.5万円)	介護保険 (保険料の変更)
4月		
6月	住民税 (定率減税の縮小：7.5%、最高2万円)	
10月		厚生年金 (保険料の変更)
2007 1月	所得税 (定率減税の廃止) (税源移譲に伴う、税率の改定)	雇用保険 (保険料の変更)
4月		
6月	住民税 (定率減税の廃止) (税源移譲に伴う、税率の改定)	
10月		厚生年金 (保険料の変更)

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。

(Copyright ニッセイ基礎研究所 禁転載)